

## 新生児マス・スクリーニング事業の充実を求める意見書（案）

新生児マス・スクリーニング検査は、発達遅滞などの障害や生命にかかわるような状態になることがある先天性代謝異常症を早期に発見することを目的に行う血液検査である。昭和52年から6種類の疾患を対象に全国で実施されており、これまでに多くの子供たちが救われてきた。

近年、従来の検査法に比べてより多くの疾患を発見することができる新たな検査法としてタンデムマス法が開発された。平成16年から厚生労働科学研究としてパイロットスタディーが行われており、本市でも、平成20年11月から横浜市立大学附属の2病院において、実施している。

この新しい検査法によって、症状が出る前により多くの疾患が発見でき、病状の進行や障害の発生を防止することができる。また、これまでは発見できなかった乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因となる疾患や、脳症などを引き起こす疾患なども発見することができる。さらに、現在一般的に用いられているガスリー法と比べて検査時間が短く、検査の精度も高いため、再検査の率が抑えられることから家族の精神的負担が少なく、精密検査費用なども抑えられる。

新生児マス・スクリーニング事業については、急速に少子化が進行する中、子供が健やかに生まれ育つための環境整備を図るという次世代育成支援対策として、強力に進めることが国の責務と考える。

よって政府におかれては、先天性代謝異常症を早期に発見し、一人でも多くの子供を救うため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 新生児マス・スクリーニング検査については、厚生労働科学研究として取り組んだ成果などを評価、検証し、現行のガスリー法に代えてタンデムマス法を国の標準検査法とすること。
- 2 各自治体で、タンデムマス法による新生児マス・スクリーニング検査の導入が円滑に進むよう、検査実施機関の養成など検査体制の整備を総合的に進めるとともに、検査に要する費用を国が責任を持って負担すること。
- 3 新生児マス・スクリーニング検査で陽性と判定された赤ちゃんが速やかに精密検査を受け、最終的な確定診断がされた際には適切な治療と助言が受けられるよう、全国規模でのコンサルタント体制や情報ネットワークの構築を行うこ

と。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日（議決年月日）

内閣総理大臣

総務大臣 あて

厚生労働大臣

横浜市議会議長名